

令和5年度
福井市安居小学校

新型コロナウイルス感染症対策
『安居小ではこのようなコロナ対策を行っています』

令和2年6月8日発行
令和2年7月29日第一改訂
令和2年8月31日第二改訂
令和3年4月26日第三改訂
令和4年5月13日第四改訂
令和5年5月8日第五改訂

①児童の健康観察

- ・発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、児童は無理をせずに、自宅で休養します。その際、新型コロナウイルス感染症の症状とアレルギー疾患等の症状を区別することは困難な場合もあることから、軽微な症状があることを以て、登校を一律に制限することはありません。
- ・家庭との連携により、児童の健康状態を把握します。その際、児童の体温を毎日チェックさせ、学校に提出させる取組はしません。
- ・児童に発熱等の症状が見られる場合には、安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養とします。また、受診を勧め、受診状況を保護者から聴き取り、状況に応じた対応を行います。

②マスク

- ・児童及び教職員に対して、マスクの着用を求めないことが基本となります。
- ・校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、社会一般においてマスクの着用が推奨される場面では、マスクを着用することが推奨されます。
- ・基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由により着用できない児童もいることなどから、マスクの着脱を強いることのないようにします。児童間でも着用の有無による差別・偏見等がないよう適切な指導を行います。
- ・マスクの取り扱いについて、マスクを外す際には、ゴムやひもをつまんで外し、手指にウイルス等が付着しないよう、なるべくマスクの表面には触れず、内側を折りたたんで清潔なビニールや布等に置くなどして清潔を心がけます。
- ・マスクを置く際の清潔なビニールや布、マスクケース等の持参をお願いします。
- ・マスクを廃棄する際は、マスクの表面には触れず廃棄します。

③手洗い

- ・接触感染の仕組みについて児童に理解させ、手指で目、鼻、口をできるだけ触らないよう指導するとともに、接触感染を避ける方法として、手洗いを指導します。
- ・登校時、外から教室に入る時、トイレの後、給食の前後などは、30秒程度かけて、水と石けんで丁寧に洗います。
- ・手拭きのための個人用ハンカチやタオル等の持参をお願いします。タオルやハンカチ等は個人持ちとし、共用しないように指導します。
- ・自宅へ帰った際にも、手洗いを実施するようにお願いします。

④アルコールによる手指の消毒

- ・手指用の消毒液は、流水での手洗いができない際に、補助的に用いることとします。
- ※アルコール消毒液に過敏に反応したり、手荒れの心配があったりするような場合には、流水でしっかり洗うなど配慮を行います。

⑤教職員の感染源、感染経路を絶つことについて

- ・教職員についても児童と同じように、**①～④**の対策を行います。

⑥清掃

- ・消毒は、感染源であるウイルスを死滅させ、減少させる効果はありますが、学校生活の中で消毒によりウイルスをすべて死滅させることは困難です。このため、一時的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保ち、健康的な生活により児童の免疫力を高め、手洗いを徹底することの方が重要です。
- ・通常の清掃活動の範囲で対応し、日常的な消毒作業は行いません。
- ・トイレ、洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で清掃し、特別な消毒作業は行いません。
- ・器具・用具や清掃道具など共用する物品については、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いを行うよう指導します。
- ・清掃の実施には、換気を十分に行います。

⑦抵抗力を高める

- ・身体の抵抗力を高めるため、教職員および児童は、十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事を心がけるようにします。

⑧登下校について

- ・登校後や帰宅後は速やかに手を洗う、顔をできるだけ触らない等の指導を行います。

⑨授業について

<換気>

- ・換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに、2方向の窓を同時に開けて行っています。また、教室の全ての天窓は常時開けています。換気方法について学校薬剤師に相談し、助言を受けています。
- ・体育館のような広く天井の高い部屋においても、換気は感染防止の観点から重要であり、換気に努めるようにしています。換気扇の稼働、通気口や出入口を開放します。
- ・エアコンを使用している教室において、エアコンは室内の空気を循環しているだけで、室内の空気と外気の入れ替えを行っていないことから、エアコン使用時においても換気は必要と考えます。
- ・気温が低いときの留意点（室温低下による健康被害の防止）

→ 換気により室温を保つことが困難な場面が生じることから室温低下によって健康被害が生じないよう、児童に暖かい服装を心がけるよう指導し、保温・防寒目的の衣類の着用について柔軟に対応します。また、室温が下がりにくいよう、空き教室等の窓を開け、廊下を経由して、少し暖まった状態の新鮮な空気を人のいる部屋に取り入れること（二段階換気）も気温変化を抑えるのに有効であることから、気候状況により実施します。

・機器による二酸化炭素濃度の計測

→ 十分な換気ができているか、換気の指標として学校薬剤師が実施している学校環境衛生検査での二酸化炭素モニターによる二酸化炭素濃度を目安とし、児童の活動の態様に応じた換気を行います。

.....
<各教科等における具体的な活動場面>

・地域や学校において感染が流行している場合などには、以下に示すような各教科等における「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たって、活動の場面に応じて、一時的に「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること児童の間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること等の対策を講じます。

「感染リスクが比較的高い学習活動」

- ・児童が対面形式となるグループワーク（各教科共通）
- ・一斉に大きな声で話す活動（各教科共通）
- ・児童がグループで行う実験や観察（理科）
- ・児童が行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の演奏（音楽）
- ・児童が行う共同制作等の表現や鑑賞の活動（図画工作）
- ・児童がグループで行う調理実習（家庭）
- ・組み合ったり接触したりする運動（体育）

・そのほか、医療的ケアを必要とする児童及び基礎疾患があることにより重症化するリスクが高い児童や、保護者から感染の不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった児童については、授業等への参加を強制せずに、児童や保護者の意向を尊重すること、特別支援学級における自立活動については、教師と児童等や児童同士が接触するなど、感染リスクが高い学習活動も考えられるため、適切な配慮を行った上で実施すること等にも留意します。

⑩給食について

・食事の前後の手洗いを指導するとともに、会食に当たっては、飛沫を飛ばさないように注意することが重要となります。特に、地域や学校において感染が流行している場合には、一時的に、⑨の<各教科等における具体的な活動場面>で述べた対策を講じるようにします。

⑪健康診断

・実施に当たって、特に地域や学校において感染が流行している場合には、児童が密集しないよう、部屋に一度に多くの人数を入れないようにし、整列させる際にはできるだけ間隔を空けることや、会話や発声を控えるよう児童に指導します。

・検査に必要な器具等は適切に消毒します。

・健康診断の実施時期の判断や実施の方法等については、学校医や学校歯科医、関係機関等と十分連携し、共通理解を図っています。